

第 1 部 総説

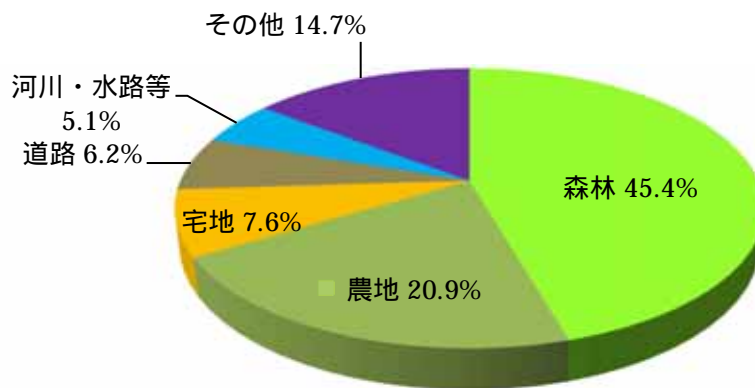
第 1 章 佐賀県の概要

佐賀県は、九州の北西部に位置し、土地面積は 2,440.70 km²（令和元年 10 月 1 日現在、国土地理院調べ）となっており、筑後川や脊振山地を境として福岡県と接し、国見山系や多良山系などを境として長崎県と接しています。また、北に玄界灘、南に有明海と 2 つの海に面しています。東京までの直線距離は約 900 km、大阪までは約 500 km であるのに対し、朝鮮半島までは約 200 km 足らずと近接しており、大陸文化の窓口として歴史的、文化的に重要な役割を果たしてきました。

土地利用の構成比は、森林 45.5%、農地 20.9%、宅地 7.6%、道路 6.2%、河川・水路等 5.1%、公共施設用地・耕作放棄地・レクリエーション施設用地等を含む「その他」が 14.7% となっています。

図1-1-1 土地利用状況（令和元年10月1日調査）

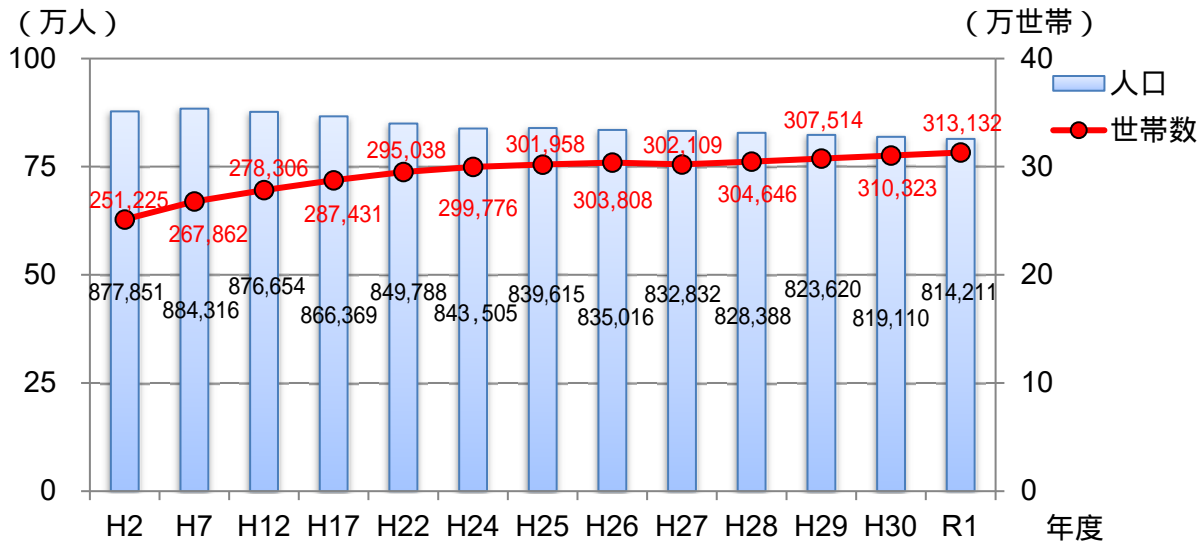
資料：土地対策課



令和元年 10 月 1 日現在の人口は、814,211 人であり、人口密度は 333.6 人 / km² となっています。また、2025 年の予測人口は、784,789 人（平成 30 年 3 月国立社会保障・人口問題研究所推計）となっています。本県では、全国を上回るペースで人口減少が進んでおり、高齢化は全国より早く、少子化はやや緩やかに進展しています。また、近年、一貫して転出超過であり、平成 30 年 10 月から令和元年 9 月における社会減による人口減少は約 1,100 人となっています。人口移動の状況を性別・年齢階級別に見た場合、20～24 歳における転出超過が最も多く、男性では 18 歳、女性では 22 歳の県外転出が他の年齢と比較して顕著になっています。

図 1-1-2 人口、世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

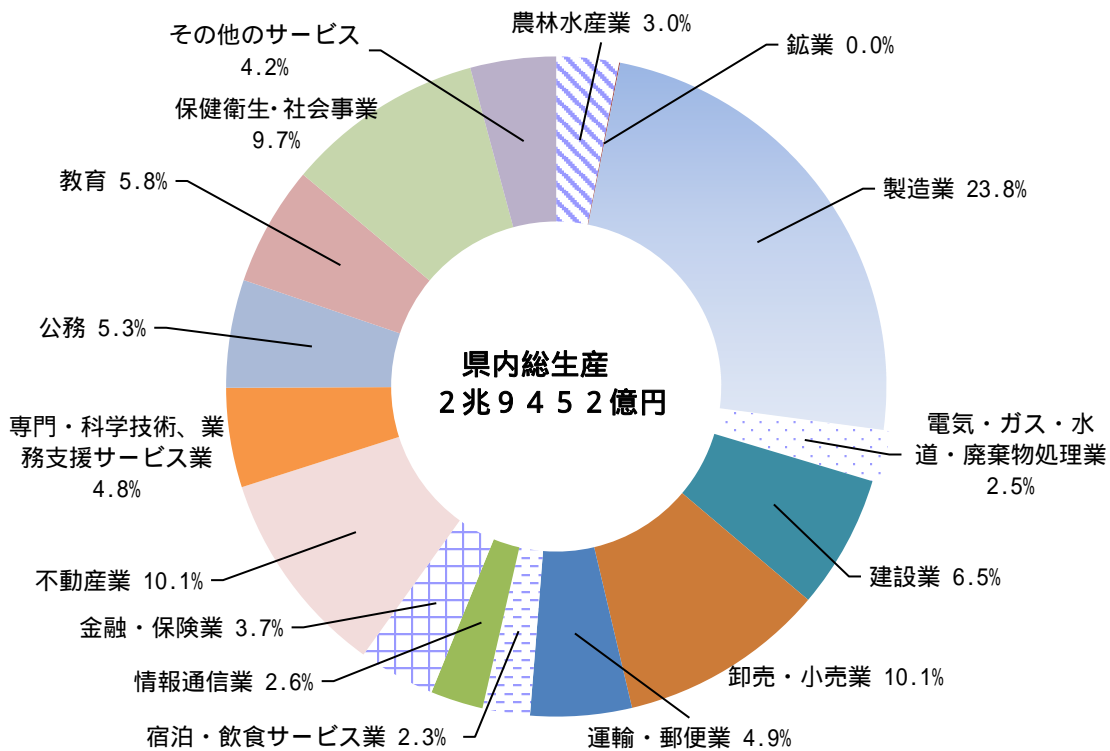
資料：統計分析課



本県の県内総生産（名目）（2兆9452億円）の業種別内訳は、平成29年度において第3次産業が65.9%、第2次産業が30.4%、第1次産業が3.0%となっています。第1次産業、第2次産業は、全国における構成比と比べ高い状況です。

図 1-1-3 県内総生産の構成比（平成29年度）

資料：統計分析課



各産業の構成比の中には輸入品に課される税等を含んでいないため、合計は100%にはならない。

第2章 環境政策の指針

環境基本法

環境基本法は、平成5年に制定された環境の保全についての基本理念を定め、環境の保全に関する基本的な施策の方向性を定めた法律です。

国は、環境の保全に関する施策に関し、まず施策の策定及び実施に係る指針を明示し、環境基本計画を定めて施策の大綱を示すものとしていますが、地方公共団体も国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を実施するものとしています。

【基本理念】

- 現在及び将来の世代の人間が環境の恵沢を享受し、将来に継承
- 全ての者の公平な役割分担の下、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- 国際的協調による積極的な地球環境保全の推進

佐賀県環境基本条例

佐賀県環境基本条例は、環境の保全に関する基本理念、県・市町・事業者及び県民の責務、環境保全に関する施策の基本事項を定めることにより、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的として規定されており、その基本理念は次の3項目となっています。

- 環境の恵沢の享受と継承
- 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- 地球環境保全の推進

参考資料編1 佐賀県環境基本条例

第3期佐賀県環境基本計画

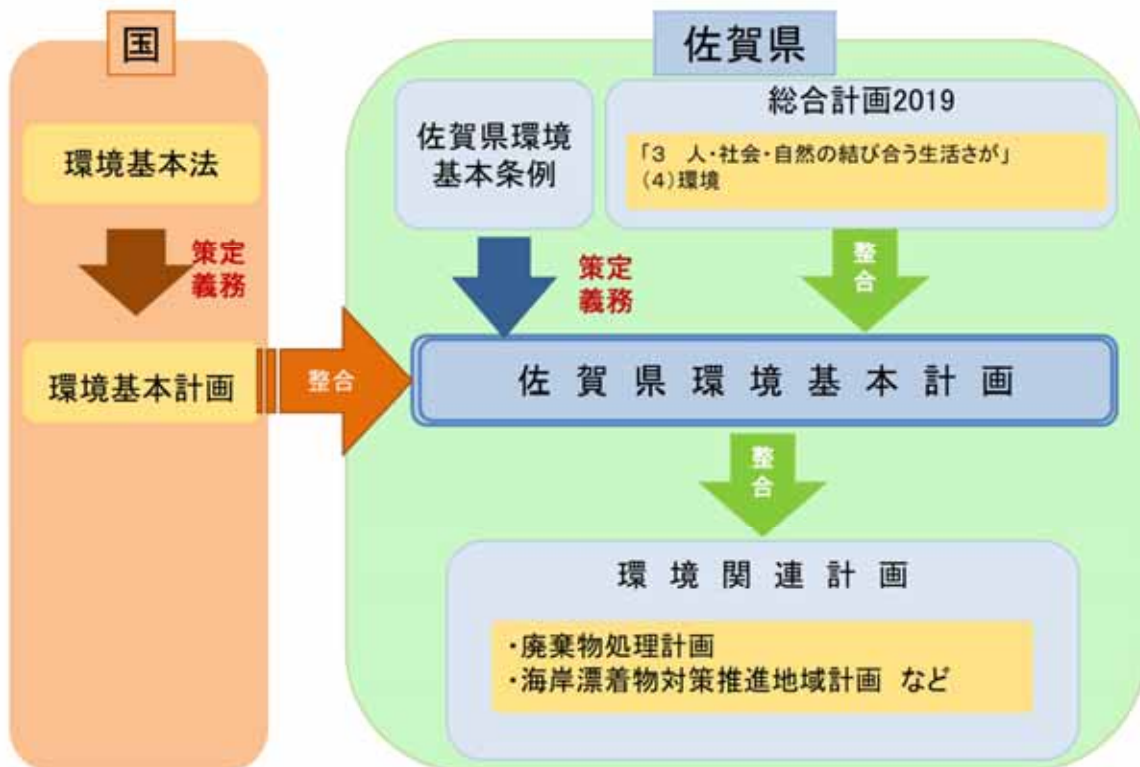
佐賀県環境基本条例第11条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として、また県民、事業者及び行政の各主体による環境保全活動の指針として、平成12年に「佐賀県環境基本計画」を策定し、各種施策を推進してきました。その後、平成17年3月に第1期計画の改定を行い、平成23年10月に第2期計画を策定しました。第2期計画の対象期間が概ね5年間であったことから、本県の環境に関する状況を踏まえ、引き続き取り組んでいくべき課題や、PM_{2.5}（微小粒子状物質）への対応や地球温暖化への適応策など新たな課題に適切に対応するため、条例の基本理念のもと、第3期計画を策定し、各種施策を推進しています。

計画は、平成 28 年度から概ね 5 年間を計画期間とし、「明日へつなぐ、” さがの環境 “」を第 3 期環境基本計画のキャッチフレーズとしました。

なお、令和 3 年 3 月には「第 4 期佐賀県環境基本計画」を策定し、さらに取組を推進していくこととしています。

図 1-2-1 佐賀県環境基本計画の位置づけ

資料：環境課



第3章 令和元年度トピック

第1節 波戸岬キャンプ場の整備

有明海再生・自然環境課

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、レクリエーションや自然学習などのために指定、管理されるもので、県内には玄海国立公園及び県立自然公園（6ヶ所）があります。

そのうち、玄海国立公園内の県が管理する施設の一つである波戸岬海浜公園に波戸岬キャンプ場を整備しています。

概要

波戸岬海浜公園は、東松浦半島の北側に位置し、玄界灘を眺めるロケーションが最高で毎年、多くの観光客で賑わうスポットであり、この一角に1973年県営キャンプ場を整備しました。

近年は、利用者数の伸び悩みがあったことから、国の交付金を活用し、新たな利用者の確保を図るとともに、リピーターを増やすことを目指して見直しに着手し、オートサイト等の区画拡張や、プレミアムエリア等の新設などの施設整備を行い、平成30年度にリニューアルオープンしました。

また、これに合わせて、施設の管理運営の自立を目指すため、指定管理者制度により、民間事業者の力を活用した運営を行っています。

このように施設の魅力向上に取り組んだことにより、キャンプ場利用者が年々増加しているところですが、これらに加え近年のキャンプブームの到来や新型コロナウイルス感染リスクの少ない密を避けた野外活動への関心の高まりなどもキャンプ場利用者の増加の要因となっています。



サイト	区画	リニューアル前
オートサイト	7区画 (80㎡程度) 24区画 (120㎡程度)	35区画 (80㎡程度)
一般サイト	8区画 (30㎡程度) 9区画 (50㎡程度)	50区画 (30㎡程度)
フリーサイト	約1,800㎡	
プレミアムサイト	1区画 (約3,400㎡)	運動広場



令和2年度の取組

新型コロナウイルスの感染拡大により、三密の回避やリモートワークの普及など社会全体で仕事を取り巻く状況が大きく変化しています。このような中、自然豊かなキャンプ場でも仕事ができる環境を整備することで、リモートワークやワーケーションの適地として「新しいアウトドアスタイル」を提案するとともに、都市部との交流人口を増やし地域の活性化に寄与するためのWi-Fi環境の整備を行いました。



(整備前)



(整備後)